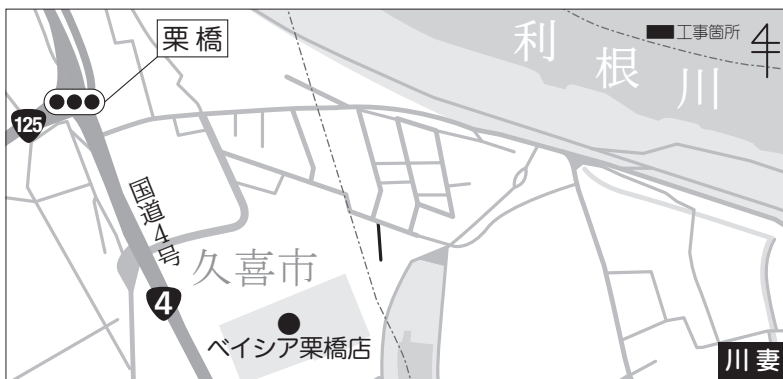


道路工事の実施について

(都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
くお願います。

- 町道1710号線道路舗装工事
- 工事期間 3月上旬まで
- 工事箇所 川妻地内
- 施工業者 板通(株)五霞支店



○お問い合わせ

都市建設課 建設管理G
☎(84)3347 (直通)

処理困難物の有料回収を実施します

(生活安全課)

ごみ集積所に出せないごみ(処理困難物)の有料回収を次のとおり実施します。

- 日時 2月22日(日) 午前9時～11時
- 実施場所 役場駐車場
- 処理手数料

区分大	2,000円
区分中	1,000円
区分小	500円

○処理方法

当日、処理困難物を役場まで搬入してください。

○当日回収できないもの

- ・お店や事業所から出るごみ
- ・農機具
- ・テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機含む)及び冷蔵庫

(冷凍庫含む)の家電4品目

【戸別回収を希望される方】

役場まで処理困難物の搬入が困難な方については、別途、戸別回収も実施しています。

戸別回収を希望する方は、事前にお申し込みが必要ですので、次の受付期間中に生活環境Gまで電話にてお申し込みください。

- 戸別回収申込み受付期間
- 2月9日(月)～18日(水)
- 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日を除く。

○戸別回収手数料

区分大	3,000円
区分中	1,500円
区分小	800円

◆衣類(資源ごみ)の回収を実施します

町では、資源の有効活用推進のため、処理困難物の回収とあわせて、衣類の回収を実施します。限りある資源のリサイクルに、ご協力をお願いします。

- 日時 2月22日(日) 午前9時～11時
- 実施場所 役場駐車場
- 回収方法

透明なゴミ袋に入れて持参してください。

○回収できない衣類

- ・濡れた物、破れた物、汚れのひどい物、ユニフォーム、学生服、会社の制服等
- ・事業所などから排出された物(作業着、工場で発生した裁断クズや余布等)

その他の物(布団、カーペット類、スリッパ、着物・帯、はんてん、帽子、靴下、スキーウェア類、雨合羽等)

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

自動車ナンバーは住民登録とあわせましょう

(町民税務課)

自動車税は県の重要な財源となっています。

茨城県に転入された方は、所有している自動車のナンバーを県内のナンバー(水戸、土浦、つくば)に変更いただきますようお願いいたします。

- 登録に関するお問い合わせ
- 土浦自動車検査登録事務所
- ☎050(5540)2018
- 納税に関するお問い合わせ
- 茨城県筑西市税務事務所
- ☎0296(24)9190

所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告は正しくお早め

(町民税務課)

- 平成26年分 所得税の確定申告受付期日
- 2月16日(月)～3月16日(月)

なお、還付申告の受付は、2月15日(日)以前でも古河税務署に行っています。(ただし、土・日・祝日を除く。)

- 平成26年分 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限
- 3月31日(火)

納期限と振替納税の利用について

▼所得税及び復興特別所得税
・現金または電子納税の納期限 3月16日(月)

・振替納税の場合(振替日) 4月20日(月)

▼消費税及び地方消費税
・現金または電子納税の納期限 3月31日(火)

・振替納税の場合(振替日) 4月23日(木)

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

納付には、便利で安全な振替納税をぜひご利用ください。

○改正消費税法

平成26年4月1日から消費税率が5%(内、地方消費税1%)から8%(内、地方消費税1.7%)に変更されました。

このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

経過措置により、平成26年4月1日以降の取引であっても改正前の税率(5%)が適用される場合があります。

○お問い合わせ
古河税務署個人課税第一部門

☎(32)4161 (代表)